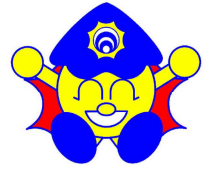


徳島県警察



大規模災害発生時における交通規制について

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」は、想定をはるかに超える地震津波により、東北地方を中心として広い地域に甚大な被害をもたらしました。また、南海トラフ沿いで起きる巨大地震については、今後高い確率で発生が予想されています。

このような地震等による大規模災害が発生した場合、次のような交通規制が実施されることがありますので、災害発生時の円滑な応急対策の実施にご協力をお願いします。

目次

- 1 大地震発生時における運転者としての心得
- 2 大地震発生後の交通規制
- 3 緊急交通路設定予定路線
- 4 緊急通行車両・規制除外車両の事前届出制度について
- 5 緊急通行車両・規制除外車両の事前届出の手続きについて
- 6 信号機電源付加装置の設置状況について



1 大地震等発生時における運転者としての心得

◎ 車を運転中に緊急地震速報を聞いた時

緊急地震速報とは、地震の揺れが起こる直前に地震情報が提供されることから、各自で素早い対応が必要となります。

特に車を運転中は、周りに注意して、急激にブレーキを踏まず、ハザードランプを付けて、道路端や駐車場に駐車しましょう。

◎ 車を運転中に大地震が発生した場合

車を運転中に大地震が発生すれば、ハンドルがとられたり、波打ったりする現象が現れ大変危険な状態となります。

- ・ 交差点を避けて道路端に停止させる。
- ・ 交通情報や地震情報を聞き、情報内容により素早い行動を行う。
- ・ 車両を置いて避難する場合は、道路外の駐車場等に駐車させる。
- ・ 車両はエンジンキーをつけたままにし、ドアロックはしない。

◎ 車を運転中以外に大地震が発生した場合

津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のため車両を使用せず、徒歩等で周辺が一番高い建物等(津波避難場所等)へ避難しましょう。

津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、電柱等の倒壊、道路に垂れ下がった電線等の障害物等に十分注意して運転しましょう。

2 大地震等発生後の交通規制

【第一次交通規制（災害発生直後）】

災害発生直後の交通混乱を最小限に抑え、円滑な救出活動ができるように、道路交通法に基づいた現場警察官の交通規制により、

- 被災地に向かう車両の通行禁止等による流入抑制
- 避難車（者）の通行路の確保のための交通整理及び誘導
- 災害応急対策活動（救助・緊急物資の運搬等）の緊急通行車両の通行確保を行います。

【第二次交通規制（第一次交通規制を実施した後に必要により実施）】

災害対策基本法に基づく公安委員会の緊急交通路の指定による車両の通行の禁止及び制限を行い

- 緊急通行車両及び規制除外車両の通行確保
 - 一般車両の流入、通過交通の抑制
- 等の交通規制を行います。

緊急交通路とは

大規模な災害が発生した際に、災害応急対策を実施するための緊急通行車両（緊急自動車、自衛隊車両、緊急物資の運搬車両）等の通行を円滑にするため、一般車両の通行が禁止・制限される道路です。

緊急交通路を通行できる車両

緊急通行車両及び規制除外車両だけになります。

緊急通行車両とは

道路交通法で定める緊急自動車(パトカー、救急車等)の他、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両であって、知事又は公安委員会が発行する緊急通行車両確認標章及び緊急通行車両確認証明書を掲げている車両です。

規制除外車両とは

緊急通行車両ではないが、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両又は民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両です。

例：自衛隊車両・医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両など



3 緊急交通路設定予定路線

◎ 徳島県内の緊急交通路設定予定路線

大地震が発生した場合に、一般通行車両の走行を禁止する緊急交通路設定予定路線として、下記のとおり、

- ・ その1（優先的に実施する路線） 9路線
- ・ その2（その1の他、必要に応じて設定する路線） 15路線

を指定しました。

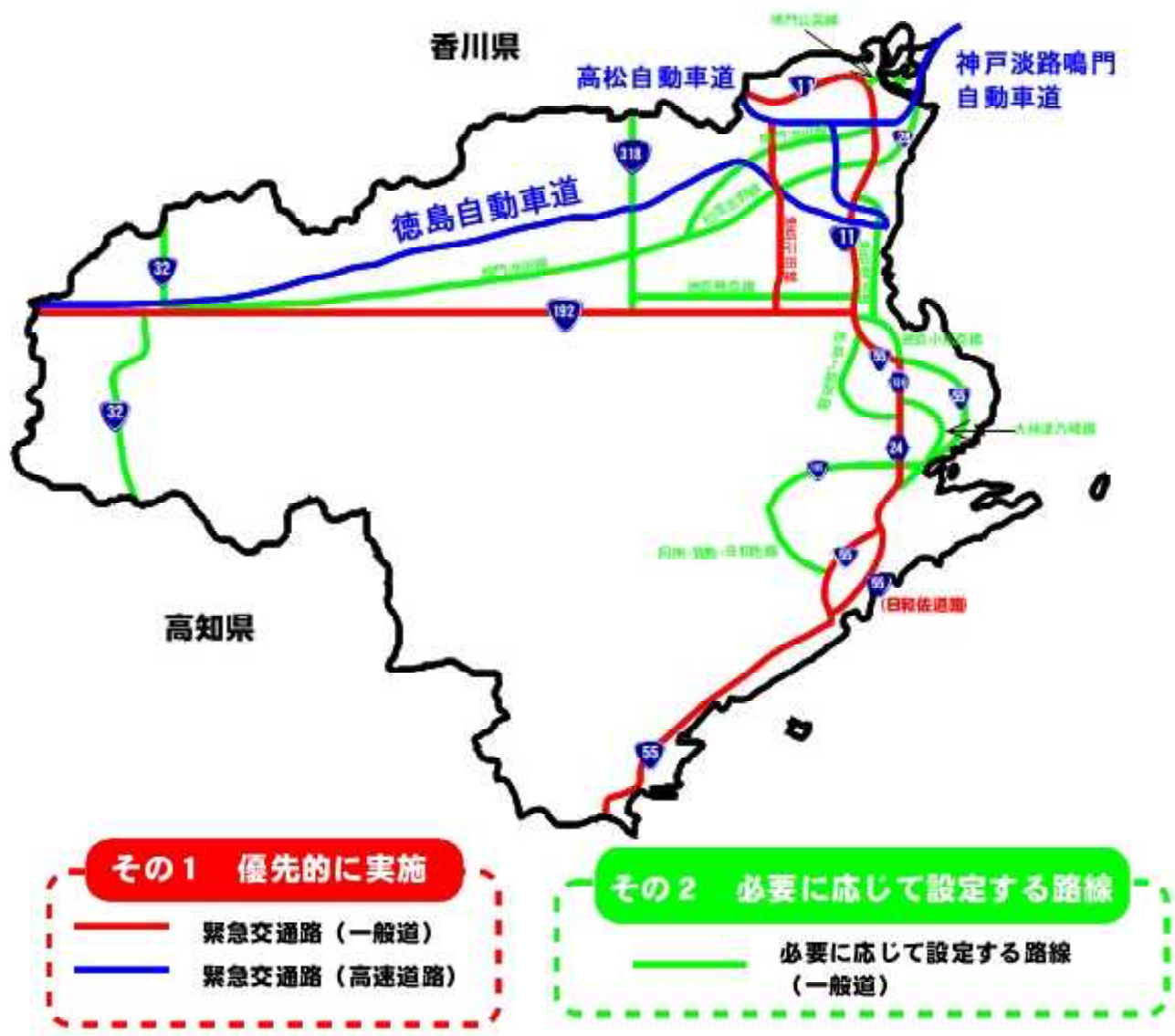
なお、この緊急交通路設定予定路線は、地震・津波等による被災状況により変更されることがあります。

緊急交通路設定予定路線その1

番号	路線名	区間
1	高松自動車道	香川県境から鳴門ICまでの間
2	神戸淡路鳴門自動車道	兵庫県境から鳴門ICまでの間
3	徳島自動車道	愛媛県境から鳴門JCTまでの間
4	国道11号	香川県境からかちどき橋交差点までの間
5	国道55号	かちどき橋交差点から大林交差点までの間 動々原交差点から高知県境までの間（日和佐道路も含む。）
6	国道192号	愛媛県境から本町交差点までの間
7	県道大林津乃峰線	大林交差点から南島交差点
8	県道羽ノ浦福井線	南島交差点から動々原交差点までの間
9	県道徳島引田線	八反田東交差点から徳大薬学部前交差点までの間

緊急交通路設定予定路線その2

番号	路線名	区間
1	国道32号	香川県境から高知県境までの間
2	県道鳴門池田線	鳴門市役所北交差点から三好高校前交差点までの間
3	国道28号	小鳴門橋南交差点から加賀須野ランプまでの間
4	国道318号	香川県境から上下島交差点までの間
5	県道鳴門公園線	中山南交差点からウチノ海総合公園前までの間
6	県道松茂吉野線	新加賀須野ランプから市ノ本交差点までの間
7	県道徳島鳴門線	老門交差点から北常三島交差点までの間
8	県道徳島鴨島線	春日橋交差点から知恵島交差点までの間
9	県道徳島環状線	鯛浜交差点から津田本町4丁目交差点までの間
10	県道徳島小松島線	県庁前交差点から大林交差点までの間
11	県道徳島上那賀線	大原交差点から沼江交差点までの間
12	県道阿南勝浦線	岡交差点から沼江交差点までの間
13	国道55号	大林交差点から江ノ浦交差点までの間
14	国道195号	橋西交差点から川口橋北詰交差点までの間
15	県道阿南・鷲敷・日和佐線	川口橋北詰交差点から深瀬交差点までの間



4 緊急通行車両・規制除外車両の事前届出制度について

【緊急通行車両事前届出制度について】

緊急通行車両確認標章及び緊急通行車両確認証明書は、災害発生時に、その都度、届出に基づいて審査を行い、災害従事車両の確認がとれれば交付することになってはいますが、災害に従事することが予想される公的機関等の車両（徳島県地域防災計画の「処理すべき事務又は業務の大綱に規定されている機関」）については、速やかに災害応急対策に従事できるよう事前届出制度により、事前申請ができることになっており、事前申請によって審査が終了したものについては、緊急通行車両等事前届出済証を交付しています。

災害発生時に、この緊急通行車両等事前届出済証を警察署（石井庁舎、板野庁舎を含む。）、警察本部又は検問所に提示すれば、新たな審査をすることなく、即時に確認標章（緊急通行車両の確認標章）及び緊急通行車両確認証明書を交付できることとなっています。

【規制除外車両事前届出制度について】

次の車両については規制除外車両として事前届出ができます。

- 医師・歯科医師・医療機関等が使用する車両
- 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

規制除外車両の事前届出制度の趣旨等は緊急通行車両の事前届出制度の趣旨と同様です。
なお、規制除外車両に対しては、規制除外車両事前届出済証を交付することとなります。

5 緊急通行車両・規制除外車両の事前届出の手続

【緊急通行車両事前届出の手続き】

- 申請者
災害応急対策に係る業務の実施について責任を有する者
- 届出先
車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署（石井庁舎、板野庁舎を含む。）
- 対象車両
徳島県地域防災計画の「処理すべき事務又は業務の大綱」に規定する機関が所有する車両若しくはこれら機関と契約し、常時これら機関の活動のため使用される車両又は、災害発生時に他の機関等から調達する車両であり、かつ、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策のために使用される車両
- ※ 自衛隊・米軍・外交官関係の車両で、特別の自動車番号標を有している車両は除きます。
- 申請書類
 - ・ 緊急通行車両等事前届出書 {警察署（石井庁舎、板野庁舎を含む。）及び警察本部にあります。}
 - ・ 自動車検査証の写し
 - ・ 輸送協定書又は災害応急対策に使用されるものであることの疎明資料
各2通

【規制除外車両事前届出の手続き】

- 申請者
災害応急対策に係る業務の実施について責任を有する者
- 届出先
車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署（石井庁舎、板野庁舎を含む。）
- 対象車両
 - ・ 医師・歯科医師・医療機関等が使用する車両
 - ・ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
 - ・ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
 - ・ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

- 申請書類
 - ・ 規制除外車両事前届出書{警察署（石井庁舎、板野庁舎を含む。）及び警察本部にあります。}
 - ・ 自動車検査証の写し
 - ・ 医師・歯科医師・医療機関等が使用する車両の場合
 - 医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類
 - ・ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両の場合
 - 使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類
 - ・ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）の場合
 - 車両写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）
 - ・ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両の場合
 - 車両写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）
- ※ 重機輸送用車両の写真は、重機を積載した状況のもの
各2通

【緊急通行車両の確認・証明手続き】

- 申請者
 - 災害応急対策に係る業務に従事する者
- 届出先
 - 車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署（石井庁舎、板野庁舎を含む。）
- 対象車両
 - 徳島県地域防災計画の「処理すべき事務又は業務の大綱」に規定する機関が所有する車両若しくはこれら機関と契約し、常時これら機関の活動のため使用される車両又は、災害発生時に他の機関等から調達する車両であり、かつ、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策のために使用される車両
 - ※ 自衛隊・米軍・外交官関係の車両で、特別の自動車番号標を有している車両は除きます。
- 申請書類
 - ・ 自動車検査証の写し
 - ・ 輸送協定書又は災害応急対策に使用されるものであることの疎明資料

【規制除外車両の確認・証明手続き】

- 申請者
 - 災害応急対策に係る業務に従事する者
- 届出先
 - 車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署（石井庁舎、板野庁舎を含む。）
- 対象車両
 - ・ 医師・歯科医師・医療機関等が使用する車両
 - ・ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
 - ・ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
 - ・ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

※ 災害発生後、時間経過による緊急交通路の交通量や交通状況等を踏まえ、緊急度等を考慮しつつ、上記車両以外の車両についても規制除外車両として取り扱うことを検討します。

例えばタンクローリー、高速バス、霊柩車、一定の物資を輸送する大型貨物車等が考えられます。

○ 申請書類

- ・ 自動車検査証の写し
 - ・ 医師・歯科医師・医療機関等が使用する車両の場合
医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類
 - ・ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両の場合
使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類
 - ・ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）の場合
車両写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）
 - ・ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両の場合
車両写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）
- ※ 重機輸送用車両の写真は、重機を積載した状況のもの



緊急交通路を通行する際に
必要になる**確認標章**

★ ご不明な点がございましたら、警察本部（交通規制課）又は警察署（石井庁舎、板野庁舎を含む。）にお問い合わせ下さい。なお、緊急通行車両又は、規制除外車両の事前届出を申請される方は、次ページの申請書を印刷し、ご利用下さい。

別記様式第1号 (第3の3の(1)関係)

災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 公安委員会 殿 年 月 日 届出者住所 (電話) 氏名		災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 公安委員会	
番号標に表示 されている番号		(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所 () 局 番		
	氏 名		
出 発 地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。			

- 備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第4号（第4の3の(1)関係）

災害 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		第 号 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 公安委員会
番号標に表示 されている番号		
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あっては、輸送人 員又は品名）		
使用者	住 所 () 局 番	(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事 態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交 通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、 警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚 損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け 出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。
	氏 名	
出 発 地		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業 務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置 を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。		

- 備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

6 信号機電源付加装置について

信号機電源付加装置とは

大規模災害等に伴う停電の際、自動的に電気を供給して信号機を正常に動作させる装置です。緊急交通路としての指定が見込まれる重要交差点を対象に整備を進めています。

- 自動起動型（ディーゼルエンジン式）
 - ・ 停電後24時間以上の長時間にわたり連続運転が可能
- 静止型非常用（リチウムイオン電池式）
 - ・ 一時的な滅灯もなく停電後3時間～6時間の連続運転が可能

信号機



自動起動型



静止型非常用

